



JA葬祭 通信

地域とともに、ゆたかな暮らしのお手伝い

2015.3月発行 第8号

発行/福島県JA葬祭事業連絡協議会
編集/株JAライフクリエイティブ福島 生活事業部 催事課
〒963-0725 郡山市田村町金屋字下夕川原76番1
TEL024(942)5078
ホームページ <http://www.jalcf.jp/index.shtml>
お客様相談窓口
(ご意見・ご質問) ☎024(942)5078

Contents

- 新規斎場オープン情報
- 各種イベントを実施しました
- 葬祭ディレクターという資格をご存じですか?
- 介護保険お役立ち情報
- 2015年相続税・贈与税改正

新規斎場オープン情報

株ジェイエイ新ふくしまライフ
JAホールやのめ



平成26年9月7日オープン
福島県福島市北矢野目字原田59-2

JA会津みなみ
下郷やすらぎ斎苑



平成26年12月9日オープン
福島県南会津郡下郷町大字沢田字檜原101-1

JAしらかわ
まごころ西郷斎苑



平成26年12月25日オープン
福島県白河市真舟10-3

各種イベントを実施しました!



人形供養祭

7月5日 県下統一事前相談会・人形供養祭
(JAあぶくま石川)
場所:あぶくま斎場石川
この日は県下統一事前相談会も同時開催されました。



感謝祭

10月29日 まごころ斎苑感謝祭
(JA会津いいで総合サービス株)
場所:まごころ斎苑会津いいで
生前遺影写真撮影会、プレスレット作り、チャリティ寄席を実施しました。



健康セミナー

11月16日 健康セミナー (JAたむら)
場所:まごころ絆
骨密度測定・血圧測定・体脂肪測定、講演「健康長寿を目指しましょう!!」～食事から健康になる為に～が催されました。



人形供養祭

12月14日 第3回人形供養祭
(JAしらかわ)
場所:まごころ斎苑
ご住職と共に参列者全員で、読経・焼香して供養しました。



法要展示会

2月1日 法要展示・予約会
(JA伊達みらい)
場所:みらいホールラブル(梁川)
法要予約会・法要料理ギフト展示・事前相談を行いました。家族葬についての相談が多くみられました。

2015年も県下統一 事前相談会開催予定です。

場所:県内の各JA葬祭会館にて

ご葬儀のお見積り
JA安心準備ノートの作成
ご葬儀に関するご相談
来場者の皆様に粗品を進呈

などを行っておりますので、お気軽にご来場ください。

葬祭ディレクターという資格をご存じですか？

●葬祭ディレクターとは何でしょう？

葬祭ディレクターとは厚生労働省認定の技能審査試験に合格した葬祭従事者に与えられる資格です。葬祭業界に働く人にとって必要な知識や技能レベルを審査し認定するもので、1級と2級があります。これまで延べ44,825人が受験し28,875人(1・2級合格者累計)が合格しています。

葬祭ディレクター資格の有無で良し悪しを判断することはできませんが、この資格を持つことは、ある程度の知識と技能を持っていることの証明になりますので葬儀社に依頼する際のひとつの安心材料になるでしょう。

●JAグループ葬祭資格制度があるんです

JAグループでは、葬儀施行実務だけではなく葬儀に関する幅広いご相談に対応できる人材を養成するため、独自の資格認定制度を設けています。この資格は葬祭ディレクター1級取得者を対象に、さらなる上位資格として付与しています。

全国JAグループ葬祭資格制度

ゼネラルプロデューサー

シニアプロデューサー

JA葬祭の有資格者(福島県内)

	JA	その他	合計
ゼネラル	1名	1名	2名
シニア	9名	1名	10名
計	10名	2名	12名

平成26年12月現在

JA葬祭の有資格者(福島県内)

	JA	その他*	合計
1級	61名	49名	110名
2級	51名	9名	60名
計	112名	58名	170名

※JA葬祭に関わるグループ会社社員
平成26年12月現在

新たに平成26年にシニアプロデューサーに合格したJA共同施設(株)の朝倉薫さんです。



この仕事に携わって10年目で、普段は受付から一通りの業務を担当しています。「お客様の身になって」をいつも心掛けています。担当したご葬家からは最後にお褒めの言葉を掛けていただくことが多く、励みになっています。

多くのJA葬祭スタッフが県内各地で活躍しています!!

JA職員紹介



(株)やすらぎの杜の鈴木社長と
埴統括マネージャー
そしてスタッフのみなさんです。

「信頼・あんしん いつも身近なJAで」をモットーに
旅立ちの日のお手伝いをしております。

(株)やすらぎの杜 JA斎苑やすらぎの杜 棚倉斎場
JA斎苑やすらぎの杜 矢吹斎場

介護保険お役立ち情報

介護保険で福祉用具のレンタル・購入などができます

●介護保険を利用するにはどうすればいいの？サービスの内容は？

◇市町村役場に要介護認定の申請をし、審査をうけます。

認定後… ▶ 福祉用具や購入品はJAの介護・福祉センターにてレンタル・購入することができます。



①市町村窓口で要介護認定の申請をします。

本人またはその家族やケアマネージャーなどの代理の人が申請します。

※申請に費用はかかりません。

②訪問調査を受けます。

[一次審査]

訪問調査

認定調査

主治医による
意見書の作成

[二次審査]

介護認定審査会による判定

↓
要介護認定

③認定審査の結果通知が届きます。

非該当通知

市町村の実情に応じたサービス

認定通知

要支援

1 2

要介護

1 2 3 4 5

施設や居住系サービスを希望する場合は直接申込み契約する。

④ケアプランの作成

介護予防プラン

ケアプラン
(介護サービス計画書)

利用者の心身の状況に応じたサービスの種類と回数、その組み合わせを考えた自立支援に向けたケアプランをつくります。

※ケアプラン作成の費用負担はありません。



予防給付

- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防訪問介護 など

介護給付 (在宅サービス)

- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・訪問介護 など

●介護保険を使ってレンタル品を利用するにはどうすればいいの？



ご利用者さんのご家族が相談・お問い合わせをします。

福祉用具貸与事業所

福祉用具等のご相談・お問い合わせには、福祉用具専門相談員が対応いたします。

介護保険レンタル対象品のご利用の流れ

- ①ご相談・お問い合わせ
- ②お申込みいただいた福祉用具を納品します
- ③商品の調整・説明を行います
- ④レンタルのご契約の完了です
- ⑤アフターサービスもおまかせください
- ⑥レンタル解約・引き取りの場合はご連絡ください
- ⑦レンタル終了商品を消毒・補修・保管いたします

※平成27年4月1日より介護保険法が改正され、給付内容が変更されます。

詳しくはお近くのJA介護センター・福祉センターへお問い合わせください!

×× 2015年 相続税・贈与税改正 ××

平成25年度の税制改正により平成27年1月1日より相続税・贈与税が改正されました。相続税に関しては課税対象となる方の割合が増加します。

〔適用期日〕

この改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産にかかる相続税について適用されます。



相続税改正のポイント

1. 課税されない基礎控除額が40%縮小(増税)

基礎控除までの遺産額であれば、相続税は課税されませんが基礎控除額を超えると相続税の対象になります。

従来基礎控除以下で相続税とは無縁であった方も、改正後は相続税の申告が必要なケースが増えることとなります。

改正前	
基礎控除額	5,000万円+1,000万円×法定相続人の人数 (定額控除) (法定相続人比例控除)

改正後	
基礎控除額	3,000万円+600万円×法定相続人の人数 課税対象者が急増

2. 小規模宅地等の特例の拡充(減税)

事業用や居宅用の宅地等については、これまで一定面積まで評価減できる特例措置がありました。上限が240㎡が330㎡と拡充されました。

事業や住居の継続をする相続なら最大80%減額

特定居住用宅地等(自宅の敷地)

改正前 最大240㎡ ▶ 改正後 最大330㎡

特定事業用宅地等と特定居住用宅地等がある場合(個人商店、医院、工場などの敷地) 適用面積制限の緩和

改正前		改正後	
完全併用不可		事業用 最大400㎡ 居宅用 最大330㎡	合計730㎡

3. 税率構造の見直し

税率区分が6段階から8段階に変更され、6億円超の部分については最高税率が50%から55%まで引き上げられ、2億円超から3億円以下の部分については40%から45%に引き上げられました。

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

4. 未成年者控除および障害者控除の引き上げ(減税)

改正前	未成年者控除	20歳までの1年につき6万円
	障害者控除	85歳までの1年につき6万円 (特別障害者は12万円)

改正後	未成年者控除	20歳までの1年につき10万円
	障害者控除	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者は20万円)

贈与税改正のポイント

1. 税率構造の見直し

税率区分が6段階から8段階に変更され、最高税率が50%から55%まで引き上げられました。

課税価格	税率
200万円以下	10%
300万円以下	15%
400万円以下	20%
600万円以下	30%
1,000万円以下	40%
1,000万円超	50%

一般税率		特別税率(20歳以上の子・孫)	
課税価格	税率	課税価格	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	400万円以下	15%
400万円以下	20%	600万円以下	20%
600万円以下	30%	1,000万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,500万円以下	40%
1,500万円以下	45%	3,000万円以下	45%
3,000万円以下	50%	4,500万円以下	50%
3,000万円超	55%	4,500万円超	55%

2. 相続時精算課税制度の見直し

受贈者の範囲に20歳以上である孫が追加され、贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げになりました。

詳しくは
お近くのJAに
ご相談ください。

県内JA葬祭窓口に関しては
(株)JAライフクリエイト福島
HPをご覧ください。

<http://www.jalcf.jp/index.shtml>

JAライフクリエイト福島

検索

